

「せんなんE X P O」ロゴマークの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「せんなんE X P O」を象徴する標章であるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な管理を行うとともに、ロゴマークの使用及び取扱いについて必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別記のとおりとする。

(権利及び帰属)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、泉南市（以下「市」という。）に帰属し、その管理は成長戦略室連携戦略課において行う。

(市における使用)

第4条 市は、2025年大阪・関西万博に向けて、市民が万博に興味や関心を持ち、開催への期待感を高めていけるよう、市内で開催されるイベント等と連携した万博の機運醸成の取組を実施するため、第2条に規定するロゴマークを積極的に使用するものとする。

(使用基準)

第5条 市の機関以外の者でロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる各号の全てに該当したときに限り使用することができる。

- (1) 公益性が認められるとき。
- (2) 営利を目的として使用するおそれがないとき。
- (3) 市の信用又は品位を損なうおそれがないとき。
- (4) 宗教的活動を目的として使用するおそれがないとき。
- (5) 公序良俗に反するおそれがないとき。
- (6) 法令等に違反するおそれがないとき。
- (7) 暴力団、暴力団員及びこれらに準ずる者の利益になるおそれがないとき。
- (8) 人権侵害につながるおそれがないとき。

2 前項の場合において、使用者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (2) ロゴマークを使用した物品等について商標登録をしてはならない。
- (3) ロゴマークが使用者の標章であると混同されることのないよう表示し、又は説明する措置を講じること。

(営利目的における使用申請)

第6条 前条第1項第2号の規定にかかわらず、ロゴマークを営利目的で使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用承認)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、第5条第1項第3号から第8号までの使用基準に基づき申請内容を審査し、速やかに承認の可否を決定した上で、ロゴマーク使用（承認・不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 承認を受けた者（以下「商業使用者」という。）は、第5条第2項に規定する条件を遵守しなければならない。

(承認事項の変更)

第8条 商業使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、速やかにロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、当該変更の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する変更に係る承認については、前条第1項の規定を準用する。

3 商業使用者は、変更の承認を受けた後でなければ、当該変更内容に係るロゴマークの使用をすることができない。

(使用の中止又は承認の取消し)

第9条 市長は、使用者又は商業使用者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者へ使用の中止を命じ、又は商業使用者の承認を取り消すものとする。

(1) 第5条第1項に規定する使用基準に該当しなくなったとき。

(2) 第5条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3) 第6条及び前条に規定する申請内容に虚偽又は不正があったとき。

(4) その他使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 市長は、使用者へ使用の中止を命じたとき、又は商業使用者の承認を取り消したときは、ロゴマーク使用承認取消等通知書（様式第4号）により使用者又は商業使用者へ通知する。

3 使用の中止を命じられた使用者、又は承認を取り消された商業使用者は、ロゴマークを使用してはならない。この場合において、承認を取り消された商業使用者は、既にロゴマークを使用した物品等を回収するよう努めなければならない。

(損害賠償)

第10条 ロゴマークの使用及び使用を中止、又は承認を取り消されたことにより生じた損害その他一切の責任は、使用者及び商業使用者が負うものとし、市はいかなる場合においてもその責任を負わない。

2 前条の規定により使用の中止を命じられた者、又は使用の承認を取り消された者は、その使用に伴って市に損害を与えたときはこれを賠償しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

別記（第2条関係）

【ロゴマーク：2023年】 想定使用期間：～令和5年12月



【ロゴマーク：2024年】 想定使用期間：令和6年1月～12月



【ロゴマーク：2025年】 想定使用期間：令和7年1月～10月



様式第1号（第6条関係）

「せんなんEXPO」ロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

泉南市長 様

住 所
申請者

「せんなんEXPO」ロゴマークの使用に関する取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1.使用対象

2.使用目的及び方法

3.使用期間

4.連絡先

5.その他資料

「せんなんE X P O」ロゴマーク使用〔承認・不承認〕

通知書

令和 年 月 日

様

泉南市長

印

令和 年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用については、「せんなんE X P O」ロゴマークの使用に関する取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり〔承認・不承認〕とします。

記

1. 使用対象

2. 使用期間

3. 使用条件（承認の場合）

- （1）ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- （2）ロゴマークを使用した物品等については、商標登録をしてはならない。
- （3）ロゴマークが使用者の標章であると混同されることのないよう表示し、又は説明する措置を講じること。

4. 不承認の理由（不承認の場合）

様式第3号（第8条関係）

「せんなんE X P O」ロゴマーク使用変更承認申請書

令和 年 月 日

泉南市長 様

住 所
申請者

「せんなんE X P O」ロゴマークの使用に関する取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1.変更内容

2.添付書類

「せんなんE X P O」ロゴマーク使用承認取消等通知書

令和 年 月 日

様

泉南市長

印

令和 年 月 日付けで承認したロゴマークの使用について、「せんなんE X P O」ロゴマークの使用に関する取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり〔承認を取消し・使用の中止を命令し〕ます。

記

1.〔取消し又は使用の中止〕の対象

2.〔取消し又は使用の中止〕の理由